

ごみの分別と出し方について

村 上市のごみ処理場では処理できないものがあります。購入した販売店、または村上市のごみ収集運搬許可業者にご相談ください。

○処理できないもの（処理困難物）の例

- ・タイヤ（ホイールキャップを含む）
- ・石油、オイル
- ・消火器
- ・農薬
- ・ブロック、セメント、瓦、石膏ボード
- ・農業用資材など



ごみの中には分別の判断が難しいものがあります。

ペット?



プラ?



PET

PETマーク



プラマーク

- ・飲料の入ったペットボトルと油などが入っている容器は形は似ていますが、PETマークがついているものはペットボトル、プラマークがついているものはプラスチック製容器包装として出してください。
- ・プラスチック製のバケツやおもちゃなどは、プラスチック製容器包装ではありません。プラスチック製品ですので、燃やすごみに出してください。
- ・スプレー缶は必ず中身を使い切り、中を空にしてから缶の日に出してください。
- ・雑紙、新聞、段ボールについては、ビニール紐や麻紐ではなく、紙紐でしばって出してください。
- ・有害ごみは乾電池、蛍光灯などの水銀が含まれるものです。ただし、割れた蛍光灯は燃やさないごみに出してください。
- ・LED電球やLED蛍光灯は燃やさないごみに出してください。

注意

チョット待った！ごみを出す前にご確認を！

- ・ごみは収集日の午前8時まで決められたごみステーションに出してください。
- ・「燃やすごみ」「燃やさないごみ」は村上市指定ごみ袋に入れるか、中型ごみ用処理券を貼付して出してください。
- ・ごみステーションに出せる「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の大きさは80cm×50cm×40cm以内、重さは15kg以内です。
- ・石油を使用する暖房器具をごみに出す場合は、電池を抜きとり、石油タンクの石油を空にしたうえ、さらに器具内に残っている石油も残らないよう、ていねいに抜きとってから、燃やさないごみに出してください。

●問い合わせ 環境課生活環境室（内線3310～3312）